

鳥取市役所職員労働組合

FAX:0857-37-0097

じちろうマイカー共済見積依頼書

① 太枠内を必ず記入してください。(2021年11月制度改定版)

県名		所属組合名		払込方法		効力開始日	
県コード		組合コード		生協組合員番号		年 月 日	
支部コード		職員コード		生協組合員番号		年 月 日	
契約者(組合員) 名前 (フリガナ)		主たる被共済者* 名前 (フリガナ)		続柄		年 月 日	
連絡先(TEL)		(内線)		生年月日 西暦 19:20		年 月 日	

*主たる被共済者は、契約者、契約者の配偶者、契約者または契約者の配偶者と同居する親族の範囲で、被共済自動車を中心に使用する方となります。
 ※配偶者には、内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、契約者または内縁関係等にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

② 車両ナンバー・車名とAEB装置の有無を、太枠内に必ず記入してください。

ナンバー	例:品川、横浜 かな	車名	例:プリウス、フィットなど	AEB装置 (衝突被害軽減ブレーキ)	あり なし
------	---------------	----	---------------	-----------------------	-------

*AEB装置が搭載されていても、必ずしもAEB割引の対象になるとは限りません。また、AEB装置は各社の安全装備パッケージに含まれていることがあります。
 ※この見積依頼書に記載いただいた個人情報は、掛金見積もりを行うために活用するほか、「こくみん共済 coop」の各種共済サービスのご案内に利用させていただきます。

③ 該当する、または希望される特約・割引の□に✓を入れてください。

運転者年齢条件 運転者の年齢で、掛金を割引します。 ※被共済車を運転する人の中で一番若い人の年齢にあった条件を選択してください。 <input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 35歳以上	子供特約 運転者年齢条件とは別に、主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定できます。 <input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上	運転者本人・配偶者限定特約8%割引 車を運転する人を主たる被共済者とその配偶者のみに限定する場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。 ※主たる被共済者・配偶者とも運転者年齢条件の範囲内であることが必要です。	ハイブリッド車割引3%割引 「こくみん共済 coop」指定の低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、液化石油ガス(LPG)自動車、燃料電池自動車)の場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	福祉車両割引7%割引 福祉車両で消費税非課税の対象である場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。
複数契約割引3%割引 すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	セカンドカー割引 2台目以降は7等級 1台目(他損保契約も可)の契約等級が11等級以上で、かつ一定条件を満たしている場合は、2台目以降の車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約19%割引(四輪の場合) ※補償範囲を限定する特約です。 ※2台目以降の契約が対象です。 被共済自動車に搭乗中の事故のみに補償を限定する場合に、人身傷害補償の掛金を割引します。	搭乗者傷害特約 ※標準型に加えて補償を付帯する場合はチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 1,000万円 <input type="checkbox"/> 500万円 契約車両の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷した場合に定額で共済金を支払います。	家族限定補償型7%割引 搭乗者傷害特約の対象者を主たる被共済者とその家族(配偶者、同居の親族、同居の未婚の子)に限定する場合に、搭乗者傷害特約の掛金を割引します。

★基本補償は「標準型」をベースとします。「人身傷害補償」は補償額を選択可能です。

人身傷害補償 最高5,000万円
標準型 (被共済者1人につき)

自動車事故傷害見舞金 人身傷害補償の共済金とは別枠で支払われる見舞金です

弁護士費用等補償特約(賠償対応補償)
自動車等での交通事故で被害を被り、事前に「こくみん共済 coop」の同意を得て相手に法律上の損害賠償を請求する場合、それに要した弁護士費用等を支払います。また、被共済者が契約車両で人身事故の加害者となった場合の刑事訴訟前弁護士費用も支払います。

対人賠償 他人を死傷させたとき **無制限** (被共済者1人につき)

対物賠償 他人の物を壊したとき **無制限** (1事故につき)

対物超過修理費用補償付き 事故の相手方の修理費用が、対物賠償で補償する法律上の賠償責任額(時価額が限度)を超える場合で「こくみん共済 coop」が認めた場合 **最高50万円** (過失割合に応じて)

車両損害補償の付帯を希望される場合は□に✓を入れてください。

一般補償 付随諸費用補償
 エコノミーワイド 付随諸費用補償
 エコノミー

*車両損害補償は、四輪自動車を選択できます。ただし、四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択できない場合があります。(キャンピング車、最大積載量が0.5tを超える普通貨物車、タンク装置のある軽四輪貨物車、改造により車種・用途が変更されている車などは車両損害補償は選択できません。)

特約をご希望の方は□に✓を入れてください。

自転車賠償責任補償特約
自転車の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を被ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。
※原付自転車は対象になりません。

交通事故危険補償特約
電車や自転車に乗っているときや、自動車(二輪・原付を含む)事故以外の「交通事故」による損害を補償します。主たる被共済者とその家族が事故にあった場合、損害額を補償します。

地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める全損に該当する場合、一律50万円を一時金として支払います(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額を支払います)。
※車両共済金額が50万円を下回る場合は掛金もそれに応じて低減します。

マイバイク特約(標準補償型(10B)の場合)
対人賠償:無制限 対物賠償:無制限 自損事故傷害:最高1,500万円
「原付自転車(総排気量125cc以下または定格出力が1kw以下)」を対象とし、家族全員の原付事故を補償します。
●家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。

車の補償に **車両損害の無過失事故に関する特約** **おすすめ**
「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車特定できない「あや逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱いします。

新車買替特約
新車購入から最初の車検(乗用車は3年、貨物車は1年または2年)までの自動車事故に、共済期間の満了日が、最初の車検日の「有効期間の満了する日」の属する月末までの場合に、契約時に設定した新車価格相当額に実際に支払分を補償します。
※契約時に設定した新車価格相当額よりも低額で再取得できた場合は、新車価格相当額までは支払いません。

車両損害補償の自己負担額
- 損害額から設定している自己負担額を差し引いた金額を、契約車両(被共済自動車)の補償額に支払います。
- 車両損害補償部分の掛金を抑えることができます。
- 車両共済金額が20万円未満の場合、車両損害補償の自己負担額は設定できません。

なし 5万円 10万円

このチラシは、じちろうマイカー共済の概要を説明したものです。契約の際には「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

※沖縄県では、掛金額は異なります。※退職後に新規加入する場合の「標準型」には刑事訴訟前弁護士費用の支払いがない弁護士費用補償特約がセットされます。